

令和6年度 幣舞中学校 いじめ防止基本方針

(令和5年改訂)

1 いじめ防止基本方針策定に係る基本的な考え方

本校は、いじめ防止対策推進法や北海道いじめ防止基本方針の基本理念の下、「いじめ」は重大な人権侵害としてとらえ、「いじめは絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で臨み取り組みます。また、「いじめの芽はどの生徒にも生じ得る」という共通認識に立って、すべての生徒が自分を必要とされる存在であると感じ、互いの違い(多様な個性)を認め、互いに支え合いながら、安心して学び成長できる学校を創るために「幣舞中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条及び北海道いじめの防止等に関する条例第2条】

3 学校及び学校の教職員の責務

(1) 学校の責務

ア 校長のリーダーシップの下、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

イ 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服する力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てます。

ウ 学校は、すべての生徒が安心できる「居場所づくり」や「絆づくり」の取組を進めます。

エ 学校は、生徒が規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや好ましい人間関係を基盤に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

オ 学校は、すべての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心を育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成します。

カ 学校は、情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

キ 学校は、全教職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめの見逃しゼロ」という意識をもち、生徒の些細な変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。

ク 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。

ケ 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。

(2) 教職員の責務

ア 教職員は、生徒理解を深めるとともに、生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

イ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

ウ 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

エ 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしない。

オ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

4 保護者の責務

家庭は、生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法令及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

ア 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれている人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

イ 保護者は、その保護する生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。

ウ 保護者は、その保護する生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネット利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。また、携帯電話端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。

- エ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- オ 保護者は、いじめの問題の対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努める。
- カ 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- キ 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

5 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「学校いじめ対策組織」の構成

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、当該学級担任及び学年主任、当該部活担当教職員、養護教諭、スクールカウンセラー、その他管理職から指名された者

(2) 「学校いじめ対策組織」の役割

- ア いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- オ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。
- カ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- キ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ク 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る研修を企画し、計画的に実施する。
- ケ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- コ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。

サ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

6 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ア 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- イ 配慮や支援を必要とする生徒の情報を教職員が共有し、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ウ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- エ 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- オ 生徒が学習やその他の活動において自己有用感を高める取組を推進する。
- カ いじめの防止に関して、生徒が自主的に行う生徒会活動を積極的に支援する。
- キ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導、部活動指導の充実を図る。
- ク いじめ調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことである」と回答する生徒の割合を100%にする。
- ケ いじめ調査において、嫌なことがあった時、「誰にも相談しない」と回答する生徒をゼロにする。
- コ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に係る生徒指導研修を年1回行う。
- サ 保護者、地域と学校のパイプを太くするとともに、小中連携を推進し、地域全体で生徒を見守り育てる。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 「いじめ見逃しゼロ」に向け、日常観察を重視し、気になる生徒の様子があれば、速やかに報告、連絡、相談する職場環境を構築する。
- イ 年2回の質問紙調査、アセス、教育相談週間を実施し、気になる回答や状況があれば直ちに必要な対応をとる。
- ウ 生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等でのネットパトロールを実施する。
- エ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、親身になって聴き、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、学校として組織的に事実関係を把握し、いじめをやめさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組む。

ウ いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を検討するとともに、いじめを行った生徒についても、適切な指導と今後の支援について検討し、双方の保護者へ助言を継続的に行うことで、再発の防止に努める。

エ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講じる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

カ いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、短期(1週間以内)、中期(学年末まで)、長期(卒業まで)それぞれに評価を行いながら対策を改善し、完全な解消を目指す。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

<例>

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ・生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ・生徒が精神性の疾患等を発症した場合 等です。

② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・相当の期間とは、年間30日を目安とします。
- ・ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告します。

(3) 重大事態の調査

① 調査の主体は、学校が主体となる場合と、学校の設置者が主体となる場合が考えられますが、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施します。

- ② 学校は、教育委員会の指導・助言を受けながら対応していくことになります。
- ・重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。このとき、学校は教育委員会や調査組織の求めに応じ、積極的に資料を提供します。
 - ・いじめられた生徒や事情を提供してくれた生徒を守ることを最優先とし、質問紙調査や聴き取り調査等を行います。
 - ・いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。

(4) 重大事態の説明

調査の結果を受け、明らかになった事実関係や再発防止策について、適時適切な方法で保護者等に説明します。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(5) 調査結果に対する市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長の附属機関を設けて、調査の結果について適切に調査（再調査）を行います。その結果を踏まえ、必要な措置を講ずるとともに、当該生徒及び保護者に情報提供、市議会に報告をします。

8 学校評価への位置づけと留意事項

- (1) いじめを隠蔽せずいじめの実態の把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ問題への取組について適正に自己評価を行う。
- (2) 学校はいじめ問題への取組について学校評価の項目に加え、生徒・保護者のアンケート調査、教職員の評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。
- (3) 学校はいじめ防止に対する取組やいじめの実態について、学校便りやホームページを用いて保護者や地域に周知する。また、必ずその内容について入学時、各年度の開始時に資料を配付するなどし、いじめ防止に向けた取組について情報を共有する。